

事務連絡
令和5年12月1日

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）

LP ガスの取引適正化に関する情報提供窓口の開設について（周知依頼）

日頃より国土交通行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。
本日、LP ガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LP ガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受け付ける窓口（通報フォーム）が資源エネルギー庁のホームページに開設されました。

・資源エネルギー庁 令和5年12月1日プレスリリース資料

『LP ガスの取引適正化に関する情報提供窓口（LP ガス商慣行通報フォーム）を開設します』
<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231201002/20231201002.html>

・LP ガスの取引適正化に関する通報フォーム

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhofom/index.html

事業者・消費者問わず、また、匿名による情報提供も可能です。提供された情報は、資源エネルギー庁により下記の用途での活用が予定されております。

- ① 液化石油ガス法違反の取り締まり等：
商慣行是正に向けた任意ヒアリングや、法に基づく報告徴収・立入検査等を実施する端緒として活用します
- ② 関係省庁への共有：
必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、連携した対応につなげます
- ③ 政策立案への活用：
情報を集約・構造化したうえで、制度改正後の市場モニタリング今後の政策立案に活用します

この窓口は、LP ガス事業者だけではなく、不動産関係者等に関する情報も受け付けることから、貴団体におかれましては貴団体加盟の会員企業に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（LPガス商慣行通報フォーム）を開設します

2023年12月1日

▶エネルギー・環境

経済産業省は、本日、LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受け付ける窓口（通報フォーム）を開設しました。

1. 背景・趣旨

LPガス業界においては、いわゆる「無償貸与」「貸付配管」といった商慣行が長らく続いており、それによりLPガスの消費者が不利益を被っているとして、問題視されています。

（注）LPガスの正式名称は、「液化石油ガス」（Liquefied Petroleum Gas）。家庭用LPガスは「プロパンガス」とも呼ばれる。

具体的には、

- 賃貸集合住宅へのLPガス供給契約を獲得すべく、LPガス事業者は、ガス器具に加え、エアコン、インターフォン、WiFi機器等の様々な設備を不動産関係者に無料で提供し、後日、その費用を消費者からLPガス料金として回収するといった、いわゆる「無償貸与」と呼ばれる商慣行や、
- LPガス事業者が、建物内のガス配管の所有権をもったままLPガスの供給を行うといった、いわゆる「貸付配管」と呼ばれる商慣行

があるところ、これらが、消費者に対する不透明なかたちでの料金請求や、LPガス事業者の切り替えが制限されるといった課題につながっています。（詳細については、下記関連資料もご覧ください）

以上のような課題の解決に向けて、経済産業省では、液化石油ガス流通ワーキンググループを開催し、LPガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費とは関係のない設備の費用をLPガス料金として請求することの禁止等、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）に係る制度改正など、LPガスの商慣行改革に向けた検討を進めています。

2. LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）の設置

本日、LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引情報を受け付ける窓口（LPガス商慣行通報フォーム）を開設しました。

これは、液化石油ガス法に係る制度改正前に過大な営業行為を駆け込み的に行う抜け駆け行為を懸念する声を踏まえ、制度改正に先駆けて、早期に開設することとしたものです。

[LPガス商慣行通報フォーム](#)

通報フォームの概要は以下のとおりです。

- 事業者・消費者問わず、匿名でも情報を受け付けます。また、LPガス事業者だけではなく、不動産関係者等に関する情報も受けます。
- 提供いただいた「個別事案」に関する情報については、情報提供者の利益が害されないよう取り扱います。例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもあります。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮します。

提供いただいた情報は、下記の用途で活用することを予定しています。

①液化石油ガス法違反の取り締まり等：

商慣行是正に向けた任意ヒアリングや、法に基づく報告徴収・立入検査等を実施する端緒として活用します

②関係省庁への共有：

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、連携した対応につなげます

③政策立案への活用：

情報を集約・構造化した上で、制度改正後の市場モニタリングや今後の政策立案に活用します

経済産業省としては、上記取組を通じて、LPガスをめぐる商慣行がLPガスの消費者に不利益をもたらしている現状を是正すべく、関係者と連携・協力しながら、取り組んでまいります。

関連資料

- [LPガスをめぐる商慣行の具体的事例（PDF形式：1,014KB）](#) 

関連リンク

- [液化石油ガス流通ワーキンググループ](#)

担当

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料流通政策室長 日置

担当者：目黒、佐々木、佐藤、宇野

電話：03-3501-1511（内線 4661）



[ホーム](#) [スペシャルコンテンツ](#) [当庁について](#) [お知らせ](#) [政策について](#) [調達情報](#) [統計・データ](#) [審議会・予算](#)

[ホーム](#) > [政策について](#) > [資源・燃料](#) > [石油流通・LPガス政策](#) > [LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）](#)

[エネルギー政策（全般）](#)

[省エネルギー・新エネルギー](#)

[資源・燃料](#)

[電力・ガス](#)

LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）

LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引情報を受け付けています。

消費者・事業者問わず、匿名でも情報を受け付けております。また、LPガス事業者だけではなく、不動産関係者等についての情報も受け付けております。

提供いただきました情報につきましては、液石法違反の取り締まりや今後の政策立案等へ活用させていただきます。

LPガス商慣行 通報フォーム

情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有することはございません。また、通報フォームに寄せられた個別事案の情報に関しては、情報提供者の利益が害されないよう取り扱います。例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもあります。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮します。

政策について

[+ エネルギー政策（全般）](#)

[+ 省エネルギー・新エネルギー](#)

[= 資源・燃料](#)

[災害時の燃料供給に関する情報](#)

[資源・燃料政策全般について](#)

[石油・天然ガス政策について](#)

[石油精製・備蓄政策について](#)

[バイオ燃料政策について](#)

[石油流通・LPガス政策について](#)

[石炭政策について](#)

(参考) 情報提供窓口開設の背景・趣旨

LPガス業界においては、いわゆる「無償貸与」「貸付配管」といった商慣行が長らく続いており、それによりLPガスの消費者が不利益を被っているとして、問題視されています。

(注) LPガスの正式名称は、「液化石油ガス」(Liquefied Petroleum Gas)。家庭用LPガスは「プロパンガス」とも呼ばれる。

具体的には、

- 賃貸集合住宅へのLPガス供給契約を獲得すべく、LPガス事業者は、ガス器具に加え、エアコン、インターフォン、WiFi機器等の様々な設備を不動産関係者に無料で提供し、後日、その費用を消費者からLPガス料金として回収するといった、いわゆる「無償貸与」と呼ばれる商慣行や、
- LPガス事業者が、建物内のガス配管の所有権をもったままLPガスの供給を行うといった、いわゆる「貸付配管」と呼ばれる商慣行

があるところ、これらが、消費者に対する不透明なかたちでの料金請求や、LPガス事業者の切り替えが制限されるといった課題につながっています。

上記のような課題の解決に向けて、経済産業省では、液化石油ガス流通ワーキンググループを開催し、LPガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費とは関係のない設備の費用をLPガス料金として請求することの禁止等、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る制度改正など、LPガスの商慣行改革に向けた検討を進めています。

本窓口は、上記取組の一環として、開設するものです。

お問合せ先

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
電話：03-3501-1511（内線）4661

最終更新日：2023年12月1日

[鉱物資源政策について](#)

[地熱資源政策について](#)

[広報・教育](#)

[+ 電力・ガス](#)

[Microsoft Word及びExcelファイルを正常に開けない場合の対処方法](#)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Systemsの「Adobe Acrobat Reader」が必要となります。

[ページTOPへ](#)

[当庁について](#)

[スペシャルコンテンツ](#)

[政策について](#)

[統計情報](#)

LPガス商慣行通報フォーム

経済産業省資源エネルギー庁では、LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受け付けています。

※提供いただいた情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレスは、提供いただいた情報の内容に不明点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有することはありません。

※提供いただいた情報に関する見解、調査経過、調査結果等についてのお問合せに、個別にお答えすることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

※料金の変更など契約に伴うご相談につきましては、各都道府県LPガス協会に設置されております「お客様相談窓口」にてご相談を受け付けております。

【本フォームのご利用方法等】

- (1) 全ての項目に入力せずとも送信可能です。
- (2) 経済産業省から内容確認の連絡をさせていただく際に、所属先に情報提供の事実を知られたくないなどの場合には、個人の連絡先を記入するなどの対応をお願いいたします。

情報提供者について

氏名又は事業者名
(匿名希望の場合、匿名と記入)

必須

情報提供者の属性

必須

※前問で「その他」と回答した方のみ、具体的な属性を記入ください。

メールアドレス

電話番号

 - -

都道府県

LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる取引について

事業者名



事業者の属性



※前問で「その他」と回答した方のみ、具体的な属性を記入ください。

都道府県

市区町村

情報提供の内容



※「情報提供の内容」には、以下の項目等を記載し、情報提供の内容が可能な限り明確になるように記載するようお願いいたします。

- ①いつ行われた行為か。
- ②どこで行われた行為か。
- ③だれに対して行われた行為か。
- ④どのような行為が行われたか。
- ⑤どのような方法で行われた行為か。

参考資料添付

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

他の行政機関への

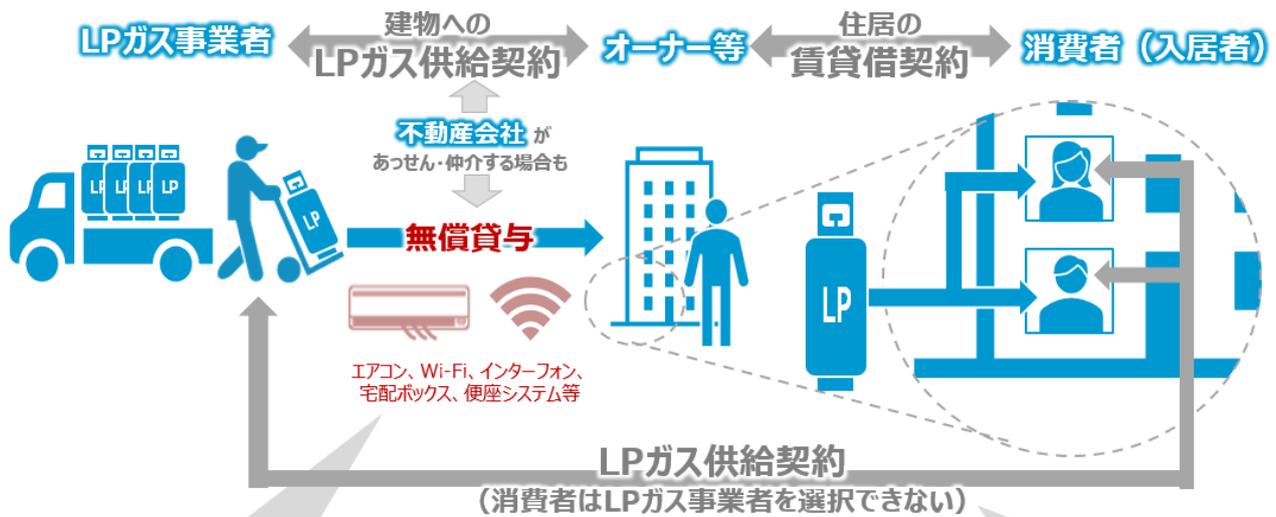
情報提供



すべて可 匿名なら可 不可

【LPガスをめぐる商慣行の具体的事例】

<いわゆる「無償貸与」について>



【課題1】

消費者とのLPガス供給契約獲得のため、オーナー等に対し、過大な営業を展開（不動産会社が利益供与を要請する場合も）

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に転嫁して回収（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、LPガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用が、LPガス料金として回収されている）
⇒LPガス料金が不透明で高くなる

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明（過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない）

<LPガス事業者から寄せられた具体事例>

LPガス事業者による営業行為

- 大手LPガス事業者が、オーナーに対して、賃貸集合住宅のLPガス供給を切替える条件として、エアコン設置、TVモニターホンへの交換、LED照明器具の交換、シャワートイレの設置、給湯器・調理器具の交換を行うと提案している。
- 大手LPガス事業者が、オーナーに対して、賃貸集合住宅のLPガス供給を切替える条件として、給湯器、エアコン、ドアホン、ウォシュレット全てのメンテナンスフリーに加えて、LPガスの容器置き場の賃借料や、切替え手数料を支払うと提案している。

不動産事業者の動き

- オーナーから、ガス供給契約更新の条件として、給湯器、ガスコンロ、エアコン、ドアホン全てのメンテナンスフリー及び紹介料の支払いを提示される。断ったところ他社に切替えられた。
- 不動産管理会社が、「ガス会社切替えを利用し、エアコンも無料で新品に取り換え」等と記載されたチラシにより、賃貸集合住宅の管理を自社に変更するようオーナーにアピール。その裏でLPガス事業者がエアコンの無償交換に応じるよう強いられている。

【参考】LPガスの商慣行～いわゆる「無償貸与」について

【無償貸与の経緯】

- 「無償貸与」は、かつてLPガス事業者が賃貸集合住宅へのガス供給契約獲得のための営業として、賃貸集合住宅のオーナーにガス給湯機やガスコンロを無償提供したことが始まり。
- その後、エアコン、インターホン、Wifi機器、防犯カメラといった様々な製品もLPガス事業者が費用負担し、後日、LPガスの料金で入居者から回収されるという商慣行に変化。
- また、近年は、オーナーや建設業者からの無償貸与の要求を断るとLPガス供給を受注できなくなる事例や、資金力のある大手LPガス会社から、積極的に無償貸与をオーナーや建設業者に提供し、営業攻勢をかけている事例もある。

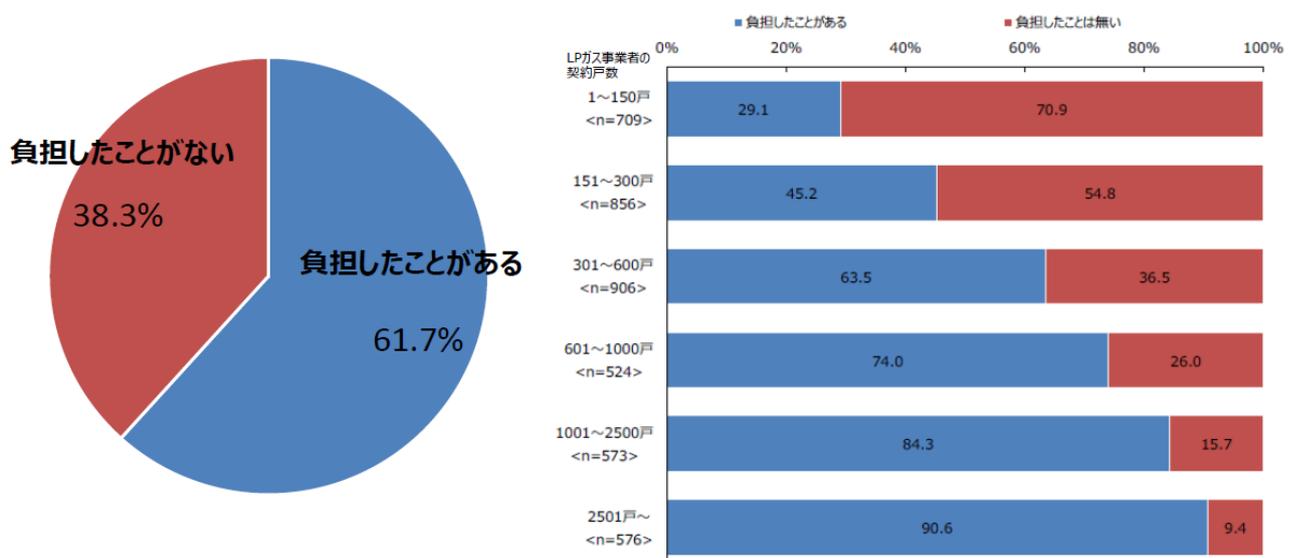
【無償貸与が及ぼす影響】

- ① 多くの製品を費用負担した場合、その物件の料金が高騰。賃貸集合住宅の消費者は、入居してからLPガス料金を知るので、料金に不満があっても、受け入れるしかないという状況。消費者に選択の機会が事実上無い。
- ② 様々な製品の費用負担ができないLPガス事業者は、オーナーから契約を断られるという圧力がかかるようになった。料金ではなく、無償貸与の大きさを賃貸集合住宅の契約が決まり、それが消費者の利益につながらないという歪みが発生している。

【参考】LPガス事業者の賃貸集合住宅への無償貸与の状況

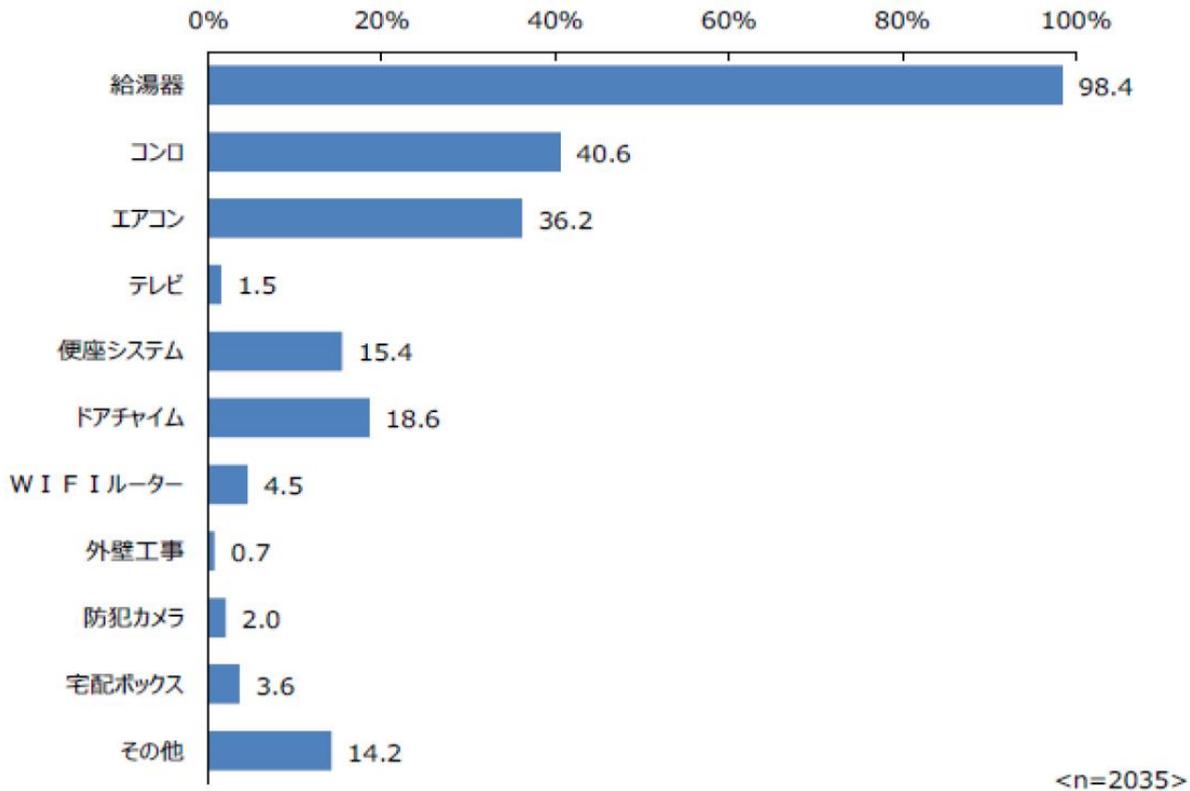
- LPガス事業者の約半数が、賃貸集合住宅のオーナーからの要求に応じて機器の無償貸与をしている。
- 無償貸与は、LPガス事業者の事業規模に比例して行なわれている。

賃貸集合住宅のオーナー（建物管理会社を含む）からの要求に応じて機器の負担をしたことがあるか



(出典) 令和3年度石油ガス流通販売経営実態調査

【参考】賃貸集合住宅に無償貸与したことがある設備・機器の状況



(出典) 令和3年度石油ガス流通販売経営実態調査

【参考】賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み

- 入居してからLPガス料金を知ることになる消費者は、事実上、選択の機会が無く、消費者保護の観点から問題がある実態になっている。
- このため、賃貸集合住宅の空き物件にかかるLPガス料金の情報を関係業界の連携により、入居前の消費者に提示することを要請。(令和3年6月1日に経済産業省、国土交通省から関係業界に協力依頼)



(様式)

L P ガス 料 金 表 (例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称 _____

部屋番号等: _____

販売事業者名 _____

連絡先(電話番号): _____

【料金内訳(月額、消費税込み)】

基本料金 : 〇〇〇〇円

従量料金 : 〇〇mまで〇〇〇円、〇〇m~〇〇m〇〇〇円、
〇〇m~〇〇m〇〇〇円、〇〇m以上〇〇〇円

機器設置等料金
(増設料金等〇〇〇) : 〇〇〇円(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)
(増設料金等〇〇〇)

算出方法
現時点の調整額: 〇〇〇円

原料金調整制度
による調整額 : 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

【上記料金による使用量別料金早見表(単位:円/月(消費税込み))】

使用量(m ³)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

【参考】神奈川県LPガス協会作成のオーナー向けの注意喚起のチラシ

LPガス
ACRUCOPY

アパート・マンション等
賃貸住宅のオーナー様へ

設備などの
過剰な無償貸与契約は
慎重に確認
しましょう！

LPガス
販売店切替
トラブル
回避！

無償貸与契約のメリット・
デメリットをしっかりと把握！

設備などの無償貸与契約を活用すれば、オーナー様の負担軽減による入居率アップに繋がりますが、ただし、その一方で長期間契約の縛りなどで他社への切替えができないかもしれません。また切替えられる場合でも高額な違約金が必要になるかもしれません。
LPガスを切替える時は、必ず契約の内容を慎重に確認しましょう。

公益社団法人神奈川県LPガス協会

「LPガス供給に関わる様々な設備等は無償で設置します。」
「LPガスを当社に切り替えましょう。」
と書かれても契約書に目を通し「メリット」だけでなく「デメリット」も確認しましょう！

契約書をしっかりと「チェック」でトラブル回避！

過剰な無償貸与契約には十分に注意しましょう！その契約は、本当に無償なのでしょうか？
無償設備の貸与契約書を設備工事前に見せてもらいましょう。工事終了後では間に合いません。

その契約によって、入居者のLPガス料金は値上げしませんか？
契約期間の縛りを利用し、知らず知らずの内にLPガス料金を値上げするかもしれません。

無償貸与によるガス料金値上げで入居者からクレームが来ませんか？
契約書をキチンと確認していない場合クレームが来ても契約内容を把握するなんてことも…

ガス料金値上げにより入居率がダウンしませんか？
LPガスの料金が高いと感じた入居者が引越しを考慮するかもしれません。また新規入居者が敬遠するかもしれません。

契約解除により違約金は発生しませんか？
数年後に解約解除を行おうとした際、違約金が必要となるかもしれません。契約書をしっかりと確認しましょう。

オーナー様は消費者保護の対象になりません！！
特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律ですがオーナー様は対象となりませんので注意が必要です。

LPガスに関する気になる事のご相談は下記へご連絡ください。
お問い合わせ、ご相談はご連絡ください。

【参考】LPガスの商慣行～いわゆる「貸付配管」について

【貸付配管の経緯】

- 一軒家の建築の際に、工務店・建設業者が提携しているLPガス事業者により屋内配管工事をさせる商慣行。配管工事費は住宅建築費には含めず、LPガス事業者が配管の所有権もったままで、LPガス供給を行う特徴がある。
- 貸付配管は、かつては、家主に告知されないままに、工務店・建設業者とLPガス事業者との間で仕組まれ、家主がガス事業者切り替えをしようとする、突然、高額な配管工事費を請求するという行為があった。
- この様なLPガス事業者の主張は、裁判などによって否定されたため、平成11年に経産省が「流通アクションプラン」を作成し、それに基づき、業界が「LPガス販売指針」を策定。契約の時に配管の所有権がLPガス事業者にあることを明示する（※）ことを規定する（家主との間で事前の合意を取り付ける）ことによって、現在に至っている。
※（1）宅建法に基づく不動産業者の告知義務事項
（2）液石法に基づく書面記載事項

【貸付配管が及ぼす影響】

- ① ガス業者切り替えが抑制されることにより、ガス事業者間が競争制限的となるおそれや、料金の不透明性、家主とのトラブルといった問題が生じるおそれがある。
- ② 解約時の貸付配管の清算について、家主側が支払いを拒否することがあり、これまで多数の訴訟事件が発生している。